

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

02 03 04 05 06 07 08 09 **10** 11 12 13 14 15 16 17 18 19 **20** 21 22 23 24 25 26 27 28 29 **30** 31

株式會社宇都宮回漕店定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ左記ノ營業ヲ以テ目的トス

一、海陸運送業并ニ其仲介業

二、船舶仲立業

第二條 當會社ハ株式會社宇都宮回漕店ト稱ス

第三條 當會社ノ資本金ハ六拾萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ設ケ便宜各地ニ支店又ハ出張所ヲ置

ク

第五條 當會社ノ存續期間ハ設立ノ日ヨリ滿二十ヶ年トス但シ滿期後  
繼續スルコトアルベシ

第六條 當會社ノ公告ハ本店々頭ニ掲示ス

## 第二章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ記名式ニシテ總株ヲ壹萬貳千株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トシ全部一時拂込トス

第八條 當會社ノ株券ハ一株券拾株券五拾株券ノ三種トス

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタルモノハ遲延日數一日ニ付百圓ニ達シ金四錢ノ割合ヲ以テ延滯利子ヲ支拂フベシ

第十條 當會社ノ株式ハ社長ノ承認ナクシテハ如何ナル名義ヲ以テスルモ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第十一條 株券ヲ毀損シ又ハ汚損シタルトキハ舊株券ト引換ニ新株券ヲ交附ス紛失シタルトキハ其事實ノ證明ヲ得タル後其旨ヲ公

告シ六十日ヲ經テ猶發見セサルトキハ新株券ヲ交附ス

第十二條 前條ノ場合ニ於テ會社ハ所定ノ手數料ヲ徵シ且ツ之ガ爲ニ

要シタル費用ノ賠償ヲ請求スルコトアルベシ

第十三條 每年十二月一日ヨリ定期株主總會終了マデ株式ノ名義書換ヲ停止ス

## 第三章 株主總會

第十四條 定時株主總會ハ毎年十二月臨時株主總會ハ必要ノ場合之ヲ開ク

開ク

第十五條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ズ取締役社長差支アルトキハ他ノ取締役之ニ代リ取締役全部差支アルトキハ出席株主中

ヨリ之ヲ選任ス

第十六條 株主ガ議決權ヲ行フ爲メニスル代理人ハ當會社ノ株主ニ限

ル

## 第四章 取締役及監查役

第十七條 取締役ハ六名以内監査役ハ三名以内トス取締役又ハ監査役ニ缺員アルモ法定數ヲ缺カサル限りハ取締役會ノ決議ニヨリ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第十八條 取締役及監査役ハ當會社ノ株式貳拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ選舉ス

第十九條 取締役中會社ヲ代表スル取締役一名ヲ株主總會ノ決議ヲ以テ定ム

第二十條 會社ヲ代表スル取締役ヲ社長トス

第二十一條 取締役ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ嘱託スルコトヲ得

第二十二條 取締役就職ノ際監査役ニ供託スペキ株式ハ貳拾株トス

第二十三條 取締役ノ任期ハ三ヶ年監査役ノ任期ハ二ヶ年トス補缺當選者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ從フ何レノ場合ニ於テモ再選ヲ妨ケス但シ任期力決算期後定時總會終了前ニ満了スル場合ハ該總會終了迄其任期ヲ伸長スルコトヲ得

第二十四條 取締役監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ定ム

## 第五章 計 算

第二十五條 當會社ノ決算期ハ毎年十一月三十日ノ壹回ト定ム

第二十六條 當會社ノ配當ヲ受クヘキ株主ハ其期末日ノ現在株主ナリ

トス

第二十七條 每決算期間ニ生シタル總收入金ヨリ總經費ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トナシ左ノ順序ニ從ヒ分配ス

一、法定積立金

一、株主配當金

但シ決算ノ都合ニヨリ後期繰越金ヲナスコトヲ得

第二十八條 當會社ノ配當ヲ通知シタル後五ヶ年ヲ經過スルモノ之ヲ請

求セサルトキハ其配當金ハ會社ノ所得トス

#### 第六章 雜則

第二十九條 株主ハ印鑑ヲ作リ之ニ住所氏名ヲ記シ當會社ニ届出ヘシ

之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三十條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用ハ金參百圓以内トス